

6月11日か6月定例会が始まりました。私は大項目2点について一般質問を行います。私の今の最大の問題意識を当局に提起いたします。その原稿は下記の通りです。

1, 新たな段階を迎える多文化共生と外国人学校支援について

少子高齢化・人口減少時代を迎える中で、外国人の活用を政策に組み入れる政府の動きもあって、ここ数年の外国人の増加が著しい状況です。法務省資料によれば平成29年度末現在における全国在留外国人数は256万1848人となり前年比7.5%増加し過去最高となっています。(磐田市は9.5%増加)

移民政策はとらないとする政府ではありますが、在留資格を次々に拡大する等、実質的な日本版移民政策とも言える対応が進められており、多文化共生は新たな段階を迎えていると思料しています。磐田市においても、リーマンショック・東日本大震災から減り続けた在留外国人はその後増加に転じ、ブラジルだけでなくフィリピン・ベトナム等東南アジアの国々と多国籍化し、県内では浜松市に次ぐ人数ではあるが、増加の率では浜松市を上回っています。

磐田市の外国人在留資格別人口の推移を最少時と現在を比較

	H26.3月末	H30.3月末	比較	(増加率)
永住者	2,713人	3,084	+371	(+13.7%)
定住者	1,602	2,152	+550	(+34.3%)
技能実習	572 (9.8%)	867 (11.8%)	+295	(+51.6%)
日本人配偶者	447	448	+1	
その他	486	800	+314	
計	5,820 (100%)	7,351 (100%)	+1,531	(+26.3%)

それを浜松市と比較

	磐田市	浜松市
H.30.3月末	<u>7,351人</u> 126.3%	<u>23,145人</u> 110.6%
H.26.3月末	5,820	20,920

ピーク時(平成20年)と現在との比較 磐田市の方が戻り率が高い。

H.30.3月末	<u>7,351人</u> 74.4%	<u>23,145人</u> 69.4%
H.20.3月末	9,885	33,326

市内外国人児童生徒数の推移であります。平成28年度391人、H29年度433人平成30年度454人となっており、平成28年度には平成20年度のピーク時を超えています。

H19.5月	H20.5月	H23.5月	H26.5月	H28.5月	H29.5月	H30.5月
380人	391	303	345	391	433	454

※学校別では、かつての東部小・神明中集中から全市に分散化傾向となっている

人口ビジョン策定時と現在との磐田市人口比較であります。平成26年度あたりでは外国人が増加に転ずるという予測はなかったと思いますので、当時と現在との比較で日本人が2354人減少する中で外国人が1531人増えているというのは、うれしい誤算であろうと思います。

	H.26.3月末	H.30.3月末	比較
日本人	164,934人	162,580人	-2,354人
外国人	5,820	7,351	+1,531
合計	170,754	169,931	-823

○磐田市の国籍別在留者人口（H29.12月100人以上）

	ブラジル	フィリピン	中国	インドネシア	ベトナム	ペルー	タイ	韓国	スリランカ
H29.12月末	4,158	1,059	497	338	305	192	126	121	110人
H26.12月末	3,466	900	573	231	219	159	54	120	22
H24.12月末	4,072	719	643	230	80	172	32	126	12

次に、最近時における政府の外国人活用推進政策の動きも確認しておきたいと存じます。

まず入管法改正であります、28年11月公布 平成29年9月1日施行
在留資格に「介護」が創設されました。

外国人技能実習制度改正 平成28年11月公布 平成29年11月1日施行
実習期間を3年から5年に延長し、常勤従業員数に応じた受け入れ人数枠が5%
から10%まで拡大しました。

平成30年6月6日の報道では、経済財政運営の基本方針（骨太の方針）に、外国人材の国際的な獲得競争が激しくなる中で日本を選んでもらうべく、外国人就労拡大を表明し、最長5年間の新就労資格を設けて（対象は農業、建設、宿泊、介護、造船の5分野）、単純労働分野が実質門戸開放され、技能実習生の期間もこれにより実質5年から10年に延長となります。

また、超党派の「日本語教育推進議員連盟」は、外国人労働者の大幅な受け入れ拡大状況から、受け入れ環境を整えるべく、国内で生活する外国人への日本語教育は喫緊の課題であるとして、国と地方自治体に、施策を策定し実施する責務があると明記した「日本語教育推進基本法」（仮称）が今国会提出予定と報道されました。

そうした状況を踏まえ、下記について伺います。

(1) 外国人集住都市会議脱退について

発足当時から加盟していた「外国人集住都市会議」から、浜松市を除く県内他の5市とともに磐田市も2017年度末に脱退したと5月末新聞報道がありましたが、脱退の経緯・事情について説明を伺います。

(2) 多文化共生社会の新たな課題・複雑さ拡大への対応につて

多国籍化、東新町地域集住から市内全域への広がり、中高生の高校・大学への進学希望増加傾向、技能実習生の増加等の変化を伴いながらの外国人の増加は、新たな課題を生じまた複雑さが増していくであろうと思料しますので下記について伺います。

- ① 「教育」がより重要な課題になると思います。新入学・新編入児童の初期適応指導、日本語サポート体制の現状と課題、今後の充実に向けての対応を伺います。
- ② 将来に向けてよい人材を育てることは外国人であっても同様です。高校進学希望生徒への指導・サポートの現状と課題対応について伺います。
- ③ 市内には150人を超える従業員中約90人の外国人を雇用している会社もあります。そうした企業は、平成29年11月の法改正をすでに有効に活用しています。今後はアジア系の新興国の若者に選ばれる磐田市になっていくことも重要であると言えます。そして良い人材には磐田に将来居住していただけるようにもっていき

いものです。

今後はこうした実際に外国人労働者を雇用している・雇用したいとする企業等との情報連携が必要を増してくると思います。連携の現状と今後の方向について伺います。

- ④ これからの時代に沿う真の多文化共生に向けて、行政も外国人も地域も努力が必要となるでありましょう。行政には教育と福祉サービスが行き渡る体制作りを、在留外国人には一緒に日本社会の構成員になり切っていただく努力を、地域には、彼らを自治会活動に参加を促す仕組みづくりと、住民への共生社会づくりへの理解を求める啓発を同時に行う必要があると思いますが見解を伺います。

(3) 外国人学校の支援対応について

磐田市は、まちづくりは「人づくり」「地域づくり」であるとして“子育て支援・教育の充実”を重点施策トップに据えています。

また、第3次多文化共生推進プランにては3つの柱が下記のように示されています。

1. 安心して暮らせる環境づくり
2. 多文化共生の地域づくり
3. ともに未来を築く人づくり

外国人市民の定住化、永住化に伴い、または、日本で学齢期を過ごす外国の子どもや若者が増加しており、教育関係の充実が必要不可欠です。

教育環境を充実させることにより、外国の子どもや若者たちが、将来に夢と希望をもって生活を送ることができ、次世代を担う若い人材の育成につながります。

上記のように、行政として「教育」こそ最重要課題であり、外国人の子どもや若者にも教育の充実が必要とされていることをうれしく思うものです。

先日、神明中の卒業式で、東新町で生まれ、ご家族で多文化交流センターに顔を出し、公民館での通学合宿にも毎年参加したブラジル国籍のT君が答辞をやりました。「オブリガード」と何回かお礼を述べました。リーマンショックで職を失い、これからは日本語が出来ないと働けないとして公民館での「いわしんバモス日本語」の教室に来たお父さんも立派ですが、磐田市の教育がT君を育てたと言えるところでした。そうした教育を重視する磐田市に、外国人学校だからということで、カヤの外に疎外されている学校があるのです。

当市には、創立21年目を迎えるブラジル教育省認可のブラジル人学校が1校あり、保育園児から小中高生約140人が学んでいます。

日本の認可保育園・義務教育小中学校に行かない主な理由は、両親が日本語を話せないとか仕事上子どもの送り迎えができない等の事情から、高い授業料ではあるけれども仕方なしとして当ブラジル人学校に預けている人たちが大半です。

その外国人学校には法の壁があり（憲法89条）、子どもは日本で生活しているにもかかわらず、国・県・市からの公的助成・補助が全く受けられない状況があります。外国人であっても日本で生活している子どもたちですので、日本の子どもたちと等しく教育は受けられるべきであり、教育に国境の壁はあってはならないはずであります。

そこで、外国人学校への支援について下記を伺います。

- ① 市長は半年前、上記ブラジル人学校を訪問され、創立20年目にて初めて市長が来てくださったと喜ばれたと聞く。改めてその時の感想をお聞かせ下さい。
- ② 市として過去に何らかの支援を実施した事例があるか、また今後検討したいとす

る方法があれば伺います。

参考事例を1件申し上げます。

県国際交流協会としての事業として、本年4月より「子どもたちのための日本語学習支援基金」を開設されました（静岡県から1000万円＋民間寄附金）。外国人学校に対し日本語学習指導者派遣事業と外国人学校・地域日本語教室に対し必要な日本語学習教材給付が主事業となっています。当オブジェクターボは当基金への申し込みを完了（5月末）。

③ 外国人学校支援の最も有効な対応策は、日本の学校としての「各種学校」の認可取得だと思料いたします。

学校教育法という学校には、幼稚園、小学校、～ 大学及び高等専門学校、専修学校、そして学校教育に類する教育を行う各種学校があります。県内には各種学校が珠算学校11校のほかに料理学校・朝鮮学校・ブラジル人学校等計23校あります。

認可を受けるには高いハードルがありますが、メリットとしては税制の優遇措置・助成金の交付等が可となり、教育環境の改善につながります。

高いハードルと申し上げましたが、主たる認可基準は1として文部科学省の「各種学校規程」、2として、認可者は都道府県知事でありますので静岡県として「外国人児童・生徒等を対象とする私立各種学校設置認可等審査基準」があります。それらの基準とブラジル人学校「エスコラ・オブジェクターボ・デ・イワタ」さんの実態内容とを照らし合わせたわけではありませんので心配部分がございますが、ブラジル政府の認可を受け、ブラジルの高校卒業資格があつて学校経営20年の経験があるということですし、国も平成23年に各種学校・準学校法人認可について調査を実施し、外国人学校の厳しい財政状況や認可基準緩和要望を理解して、平成24年に各種学校規程の一部を改正等して緩和方向を打ち出していることもありますので、校長ご夫妻がブラジル人ということでもあり、難しさはあろうけれども認可の可能性はあると思うのです。

ブラジル人学校の「各種学校」の認可を受けている学校は、近隣では、浜松市2校・富士市1校、愛知県で4校があります。市として各種学校認可に向けて支援をしていただきたいと思いますが見解を伺います。

補足させていただきますが、壁となっている憲法89条の「教育に対する公金支出の制限」については改正が必要として自民党憲法改正草案には改正案が記されていますが、それを待っているのはいつになるのかわかりません。

④ 政府が2019年10月より実施予定とする認可外保育施設の保育料補助制度が6月1日新聞報道されましたが、当ブラジル人学校保育所の「チアホーザ」も適用が可能となるかどうか伺います。

2、「80・50問題」という言葉が浮上してきた“ひきこもり問題”について

ひきこもりが長期化して親も高齢化し、一家が孤立・困窮するケースが顕在化してきて80代の親と50代の子を意味する「80・50問題」が浮上してきています。

3年前、私は、ひきこもり支援NPOをサポートしている友人から、今後この問題が空恐ろしい社会問題になってこようとサジェスションを受けたものでありますが、当時では「はちまるごーまる」という言葉は聞かなかつたかと思料します。内閣府は、こうしたこともあつてか本年2018年度に40～59歳のいる家庭を対象にひきこもり実態調査を実施するとしています。前回2015年12月に15～39歳で調査をしていることから、合わせてより現実に近い概要が明らかになってくるかと思料しています。

ここに KHJ 全国引きこもり家族会連合会が平成 29 年 11 月から平成 30 年 1 月にかけてアンケート調査をした数値がありますので、現状理解の参考に一部報告させていただきます。

- ・本人の年齢： 平均年齢 34.4 歳 最年少 9 歳 最年長 57 歳
- ・家族の年齢： 平均年齢 64.5 歳 最年少 31 歳 最年長 87 歳
- ・ひきこもり初発年齢：平均年齢 19.6 歳 最年少 6 歳 最年長 46 歳
- ・ひきこもり期間： 平均 9.6 年 最小 0.5 ヶ月 最長 44.7 年
- ・ひきこもり本人の性別： 男性 74.8% 女性 24.3% 不明 0.9%
- ・本人と家族の同別居： 同居 85.5% 別居 13.4% 不明 1.1%
- ・自室に閉じこもること：「非常にあてはまる」「少しあてはまる」合計 44.7%
- ・社会参加に抱く困惑度（1～10 段階にて）：平均 7.8 最も多いのは 10 段階
- ・支援・医療機関の利用状況：継続的に利用している 29.5%
継続的には利用していない 28.4%
利用していない 41% 不明 1.5%

－別途資料から－

- ・ひきこもりの症状：発達障害の方 約 1/3, 統合失調症等何らかの精神障害（2 次障害）約 1/3 原因がつかめない 不明 約 1/3

－ 県ひきこもり支援センターへの相談来所データから －

- ・不登校の体験：小学校 6% 中学校 29% 高校 16% 大学 19% 体験ナシ 31%

－民生委員創設 100 周年記念全国モニター調査 平成 28 年 7 月 1 日～9 月 20 日－
委員全国対象 23 万 1551 人に社会的孤立状態世帯への支援に関するアンケート実施
（回答があった孤立世帯総数は 計 53,454 世帯）

その内の注目事項は下記の通り

- ・ひきこもり中の 8879 件中に「親の年金頼みで子が無職」は 1848 件（20.8%）
- ・65 歳未満のひきこもり本人の世帯 43.7%が一人住まい
- ・当事者本人の生活保護受給状況
65 歳未満のひきこもり本人：受給あり 18.6% 需給なし 62.7% 無回答 18.7%

こうしたひきこもり者の現状を知り、実態把握が難しい中で下記について伺います。

- (1) 本年度、就労準備支援業務が強化されたことは、困窮者の支援の広がりにつながり評価できます。センター設立以来の活動の積み重ねから就労につけない層の実態が見えてきての体制強化かと思料しますが、この度の強化の経緯と内容について伺います。
- (2) 本年春、市内民生児童委員に、社会的に孤立しているひきこもり者についてのアンケートを実施したと聞く。
今まで引きこもりの実態については全く分からないという状況からすれば大きな前進であると言えます。数値的にはどう出たのか、どのようなことが浮かび上がってきたかを伺います。
- (3) 厚労省は「ひきこもり対策については、社会全体で進めていかななくてはならない課題である」と言われるが、問題の難しさばかりが先に立ちます。
ひきこもり者で支援・医療機関を継続的に利用している人は 30%に満たないという（全国引きこもり家族会連合会アンケート実施結果から）。実態を表に出したくないとする家族が多い中、どのようにしたら外の社会へ出てきてもらえるか。
また、65 歳未満のひきこもり本人が生活保護の受給を受けている率は 18.6%に過ぎず、ひきこもり者の内、“親の年金頼みで子が無職”が 20.8%に達しているが（全国民生委員アンケート実施結果から）こうした層が益々増加するという。その親が認知症になったり亡くなったらどうなるのか・・・大変な難問であります。

上記(1)(2)で当市の対応も一段階が上がったと思料しますが、次の段階への対応策、検討の方向はどのように考えているのかお伺いします。

以 上